

平成30年6月 日

(名称) 半田市地域公共交通会議  
会長 堀寄 敬雄

## 生活交通確保維持改善計画の名称

半田市地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

半田市の公共交通機関については、鉄道は名鉄河和線が市の中部を南北に縦断しており、市内には特急が停車する2駅を含め5つの駅があります。また、JR線は、東海道本線の大府駅に連絡する武豊線が市の北東部から中央部、南部を通っており、市内には4つの駅があるなど、2本の鉄道が市の南北の交通軸となっています。

一方、民営の路線バスは、現在、知多半田駅を起点とした（上池線、有脇線、亀崎線、常滑3線）、JR半田駅及び名鉄青山駅を起点とした（鴉根線、花園線）が運行していますが、利用者は減少傾向にあります。路線維持確保のために、常滑3線（国県補助）を除く5路線について、市が赤字補てん分を補助してきましたが、大きな見直しは長年行われてきませんでした。

半田市では近年、路線バスの廃止や路線短縮により、公共交通空白地域が拡大したことに加え、路線バスの赤字補てん額も、平成27年度の27,000千円から平成28年度は34,000千円に増加しており、今後、財政負担の軽減や交通空白地域の縮小を図る意味からも、全市における総合的かつ効率的な公共交通体系を見直し、半田市地域公共交通網形成計画を策定するとともに、計画に合わせた新たな公共交通体系によるコミュニティバス等の運行を本年10月から始めます。

新たな公共交通体系のうち、常滑市へ通じる唯一の幹線交通であるバス（半田・常滑線）を軸に、市南部にコミュニティバス（青山・成岩線）、市中部にコミュニティバス（半田中央線）が広範に運行し、市内の大型店舗や公共施設、病院等へつながるなど、地域住民の生活に必要なくらしの足として機能します。

知多乗合(株)が運行する「花園・鴉根線」については、平成30年9月30日を以って廃線となることや交通空白地域となっている半田南東部や半田北西部等の移動手段を確保するため、青山成岩線及び半田中央線を確保維持することが必要です。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的目標と効果

### (1) 事業の目標

市内のバス利用者

現状値：1,100人/日(平成28年)

目標値：2,700人/日(平成34年)

普段の生活の中で公共交通を利用する人の満足度

現状値：17%(平成28年)

目標値：30%以上(平成34年)

(半田市地域公共交通網形成計画 P42 参照)

### (2) 事業の効果

青山成岩路線及び半田中央線を維持することにより、半田南部及び半田西部の市民の日常生活に必要な移動手段が確保されるとともに、これまで公共交通で行くことのできなかった公共施設へのアクセス性も高まる。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できるとともに、半田市内の中心拠点や常滑市の中心拠点へ来訪手段としても利用され、外出促進・地域活性化につながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布及び主要施設への配架(半田市、交通事業者)  
(半田市地域公共交通網形成計画 P65 参照)
- ・交通結節点における乗継が可能となるダイヤ設定(半田市、地域、交通事業者)  
(半田市地域公共交通網形成計画 P66 参照)
- ・1日乗車券の導入(関係団体、半田市、交通事業者)  
(半田市地域公共交通網形成計画 P67 参照)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

半田市から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分としている。

## 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

知多乗合 株式会社

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準にただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要  
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認められた市町村の一覧  
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性  
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

半田中央線及び青山・成岩線は、新規に運行を開始する路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たにバス車両を2台導入する必要がある。

**14. 車両の取得に係る定目的な目標・効果**

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**(1) 事業の目標**

半田中央線及び青山・成岩線の収支率を 20%以上とする。  
半田中央線及び青山・成岩線の利用者数/満足度を 30%以上（直近年度の実績 17%：H28）とする。

**(2) 事業の効果**

半田中央線及び青山・成岩線を維持することにより、半田南東部及び半田北西部の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

購入予定の車両 2 を半田中央線及び青山・成岩線に各 1 台配車することで、地域内の店舗や病院、駅を繋ぎ、概ね 1 時間に 1 本、6 時台から 19 時台まで運行することで、安心してご利用いただき、公共交通への満足度を上げることができる。そして、満足度のアップが利用者の増加にもつながる。

**15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6 又は表 8」を添付。  
なお、半田市から運行事業者への委託金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

**16. 老朽更新の代替による費用の前払等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用前払等の内容、代替車両を活用した利用促進策）**

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

**17. 協議会の開催状況と主な議論**

(記載例)

- ・平成 29 年 6 月 22 日（第 1 回）公共交通再編の方向性について合意
- ・平成 29 年 9 月 29 日（第 2 回）半田市地域公共交通網形成計画（素案）について合意
- ・平成 29 年 12 月 20 日（第 3 回）地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会の資料について合意、半田市地域公共交通網形成計画（案）について合意
- ・平成 30 年 3 月 27 日（第 4 回）半田市地域公共交通網形成計画について合意  
地区路線 A の路線について合意

### 18. 利用者等の意見の反映状況

- ・半田市地域公共交通網形成計画に関するパブリックコメントを実施した。
- ・約 3,000 人を対象にアンケート調査を実施した。
- ・13 小学校区で市民を対象に、個別にヒアリング調査を実施した。
- ・主要施設（10 施設、1,372 人）において、ヒアリング調査を実施した。
- ・高校生アンケート調査（2 校、701 人）を実施した
- ・5 中学校区で公共交通市民懇談会を実施した。
- ・5 中学校区でくらしの足市民会議を実施した。

各地域によって移動ニーズが異なるため、地域の店舗や病院、公共施設、鉄道駅等を繋ぐ路線とした。また中心拠点に行く場合には、乗り継いで行くことができるよう路線やダイヤを設定した。

### 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛知県振興部交通対策課
関係市区町村	—
交通事業者・交通施設管理者等	知多乗合(株)、安全タクシー、愛知県タクシー協会、愛知県バス協会、愛知県知多建設事務所維持管理課、半田警察署
地方運輸局	愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学教授、商工会議所、利用者代表、名鉄知多タクシー労働組合代表、半田市区長連絡協議会、半田市社会福祉協議会、半田市老人クラブ連合会、半田市議会、名古屋鉄道(株)、

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 愛知県半田市東洋町2丁目1番地

(所属) 半田市総務部防災交通課

(氏名) 間瀬 恒幸

(電話) 0569-84-0628

(e-mail) koutsuu@city.handa.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

